

大田市生活バス運行に関する条例の一部を改正する条例
大田市個人情報保護条例の一部を改正する条例
大田市税条例の一部を改正する条例
大田市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
大田市病院事業基金条例を廃止する条例
をここに公布する。

令和3年10月1日

大田市長 **楫野弘和**

大田市条例第26号

大田市生活バス運行に関する条例の一部を改正する条例

大田市生活バス運行に関する条例（平成17年大田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（使用料の徴収）

第6条 前条の使用料の徴収方法については、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

大田市条例第27号

大田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

大田市個人情報保護条例（平成17年大田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第27条第5項中「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市条例第28号

大田市税条例の一部を改正する条例

大田市税条例（平成17年大田市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2中第25項を第26項とし、第24項を第25項とし、同条第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第24条第2項、第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第5条第1項の改正規定並びに次条の規定 令和6年1月1日
- (2) 附則第10条の2の改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の大田市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

大田市条例第29号

大田市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

大田市立保育所の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第107号）の一部を次のように改正する。

別表第1 大田市立波根保育園の項及び大田市立静間保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

大田市条例第30号

大田市病院事業基金条例を廃止する条例

大田市病院事業基金条例（平成17年大田市条例第79号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。